

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

大阪市（住吉区役所）（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害発生時におけるレンタル資機材の提供（以下「資機材提供」という）について、この協定を締結する。

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害発生時、甲の要請に応じて、乙はレンタル資機材を提供することにより、甲の行う災害対応を支援することを目的とする。

（要請事項）

第 2 条 甲が乙に要請する業務は、レンタル資機材の提供業務とし、その他必要な業務が発生した場合は、都度対応を協議するものとする。

（要請手続）

第 3 条 甲から乙への資機材提供の要請は、内容を明示した要請書を甲から乙へ送付する事により行うものとする。ただし、甲は、要請書の作成が困難な場合は、口頭又は電子メール、その他の方法により要請することができるものとし、この場合は、その後、速やかに乙に対し要請書を提出するものとする。

（体制）

第 4 条 乙は、甲より資機材提供の要請を受けたときは、可能な限り甲へ資機材を提供するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙が資機材提供を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

(1) 資機材提供に係るレンタル料

(2) 資機材提供に要したレンタル資機材の運搬及び設置・配置、撤去の費用

2 前項の経費の算定においては、災害発生日 1 日前時点の乙が設定しているレンタル価格等を基準として、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

（報告）

第 6 条 乙は資機材提供を実施したときは、次の各号に掲げる事項を口頭又は電子メール、

その他の方法により甲に報告し、後日、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 乙の名称
- (2) 資機材提供した資機材名及び数量
- (3) 資機材提供の期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

(防災訓練等への参加)

第7条 乙は甲が防災訓練等を実施する場合、甲の要請に基づき、訓練に参加するものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、資機材提供を速やかに遂行するため、担当者名、災害時の連絡網を相手方に連絡し、担当者に変更が生じた際は、速やかに連絡するものとする。

(効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 大阪府大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
大阪市協定締結担当者
大阪市
住吉区長 橘 隆 義

乙 大阪市中心区南船場2丁目5番8号
西尾レントオール株式会社
取締役関西支店長 橋本 宏治